

## 麒麟のまち圏域における新型コロナウイルスワクチン接種の共同実施に関する協定の概要について

※協定締結日からの変更点を赤字で記載しています。

### 1. 協定の名称

麒麟のまち圏域における新型コロナウイルスワクチン接種の共同実施に関する協定

### 2. 目的

通勤、通学、買い物やかかりつけの医療機関への通院など、日常的に往来があり、生活圏を共有している麒麟のまち圏域の構成市町が共同で新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を実施することで、当該圏域内の住民が安心して円滑にワクチン接種を受けられる体制を構築することを目的とする。

### 3. 締結当事者

麒麟のまち圏域の1市6町（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、香美町、新温泉町）

### 4. 主な内容

#### (1) 圏域内の住民への円滑なワクチン接種

住民票所在地以外において接種を受けるために本来必要なやむを得ない事情（入院・入所者、基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合、単身赴任者など）の有無にかかわらず、圏域内の住民は、圏域内の住民票所在地外の市町所在の圏域内接種に係る協力医療機関での接種が可能となる。

#### (2) 圏域内の住民の接種に係る負担軽減

圏域内の住民が、圏域内の住民票所在地外の市町所在の圏域内接種に係る協力医療機関で接種を受ける場合、原則事前に当該協力医療機関所在地の市町に行く「住所地外接種届」が不要となる。

### 5. 締結日

令和3年6月1日（火）

### 6. 有効期間

令和3年6月1日から令和4年9月30日（令和4年2月28日から延長）

### 7. 協力医療機関（令和4年1月1日時点）

78機関

（内訳）

鳥取市：56機関、岩美町：2機関、若桜町：2機関、智頭町：2機関、八頭町：2機関、香美町：8機関、新温泉町：6機関